

神戸市社会的養育推進計画（骨子）

I 計画の策定にあたって

1. 計画策定の経緯

- ・平成28年6月 児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であることが明確化される。
- ・平成29年8月 児童福祉法改正の理念を具体化するため、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直すとともに、「新しい社会的養育ビジョン」が策定される。
(主な内容)
 - ・市町村を中心とした支援体制の構築
 - ・児童相談所の機能強化と一時保護改革
 - ・代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して、乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化
 - ・永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底
 - ・代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援 など
- ・平成30年7月 国において、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」が提示され、各都道府県において新たな計画を2019年度末までに策定することされた。また、同策定要領において、「概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率は75%」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて取組みを推進するとされ、都道府県においては、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定することとされた。

2. 策定要領に示された内容→神戸市の策定内容

- ①都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- ②当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- ③市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組み
- ④各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- ⑤里親等への委託の推進に向けた取組み
- ⑥パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組み
- ⑦施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み
- ⑧一時保護改革に向けた取組み
- ⑨社会的養護自立支援の推進に向けた取組み
- ⑩児童相談所の強化等に向けた取組み

3. スケジュール

【平成31年】

- ・3月18日 第1回検討委員会（①、④、⑦）
- ・7月2日 第2回検討委員会（④、⑤）
- ・9月17日 第3回検討委員会（②、④、⑤、⑥、⑦）
- ・12月6日 第4回検討委員会（②、③、④、⑧、⑨、⑩）

【令和2年】

- ・1月23日 第5回検討委員会（計画案の提示）
- ・2月6日 パブリックコメント
- ・3月17日 第6回検討委員会
- ・3月23日 議会報告
- ・3月26日 計画策定

神戸市社会的養育推進計画（骨子）

Ⅱ 神戸市社会的養育推進計画

1. 本市の対応方針

(1) 神戸市における社会的養育の基本的考え方

- ・実親（保護者）の元への家庭復帰も含めた「家庭養育優先原則」を徹底し、それぞれの児童に合った養育環境を提供できる都市となることを本市計画の第一義とした。
- ・実親（保護者）を支援することを原則とした上で、里親と施設、それぞれの特性・機能を最大限活かして、児童の養育環境を整備していくことが本市の目指すべき姿であるとし、神戸の現状を踏まえた数値目標を設定する。
- ・そのため、児童相談所をはじめとする関係機関との連携を図るとともに、里親と施設における相互の支援・協力関係を促進しながら、目標の実現に向けた取り組みを実施していく。

(2) 現場及び当事者の意見の反映

- ・本計画の策定にあたり、次に掲げる調査を実施し、現場及び当事者の意見を本計画に反映させた。
 - こども家庭センター職員への一時保護児童に関するアンケート調査
 - 各施設職員への入所児童に関するアンケート調査
 - 10年後の施設の在り方に向けた全施設へのヒアリング調査
 - 7施設60名の児童のグループインタビューによる意見聴取

2. 当事者である子どもの権利擁護の取り組み（意見聴取・アドボカシー）

(1) 現状

- ・年に2回、施設等から提出される報告書を基に、こども家庭センター職員が訪問することで児童の状況把握及び自立支援について協議を行っている。また、養育状況調査にかからない時期においても、適宜家庭訪問や通所を通して児童と面談し、意向の確認や必要な助言を行っている。
- ・児童が施設へ入所する前に「子どもの権利ノート」を配付して内容について説明するとともに、巻末についたはがきを使用することで、家庭支援課へ相談できる仕組みとなっている。また、各施設において意見箱を設置し、児童の意見を汲み取っている。
- ・一時保護所の児童については、退所時にアンケート調査を実施して情報を共有するとともに、中学生以上の子どもについては、職員との交換日記を通じて意見や気持ちを汲み取っている。

(2) 今後の取り組み

- ・定期的な施設訪問による子どもの意見聴取。
- ・里親委託児童を対象とした「子どもの権利ノート」の作成。
- ・一時保護所で実施するアンケートの活用方法の検討。
- ・児童からの意見のフィードバックの仕方。

3. 区の子ども家庭支援体制の構築等に向けた神戸市の取り組み

<1>子育て世代包括支援センターの普及について

(1) 現状

- ・本市では、各区役所及び支所に保健と福祉を融合した部署を設け、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援する業務を行っている。

(2) 今後の取り組み

- ・妊娠中から育児期を通じて切れ目ない支援を行うための関係機関との連携強化。
- ・母子保健コーディネーターのアセスメント力と保健師の支援技術の向上。

<2>市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及について

(1) 現状

- ・各区役所・支所のこども家庭支援室が、要保護児童対策調整機関として、児童虐待の予防から対応までの業務を行っているが、国が示す人員配置の条件を満たしていない。

(2) 今後の取り組み

- ・保健と福祉を融合した体制を維持しながらの人員の確保及び配置の検討。
- ・体制強化と研修への参加等を通じた職員の資質向上。

<3>支援メニューの充実について

(1) 現状

- ・子育てリフレッシュステイ事業や養育支援ヘルパー派遣事業、産前・産後ホームヘルプサービス事業を実施しており、支援メニューの充実を図っている。

(2) 今後の取り組み

- ・施設におけるリフレッシュステイ事業の受入れ体制の強化及び受け皿拡大のため、里親の活用の検討。
- ・ヘルパー事業者の負担軽減に向けた取り組み。

<4>母子生活支援施設の活用について

(1) 現状

- ・母子生活支援施設は、児童福祉施設の中で唯一子どもと母親が一緒に入所できる施設であり、「家庭養育」の支援を実施しているが、入所率は低下傾向にある。

(2) 今後の取り組み

- ・対象者に必要な支援を行うための関係機関との連携強化。
- ・地域の子育て支援拠点としての多機能化及び退所後支援の為の職員配置の検討。

<5>児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取り組み

(1) 現状

- ・こども家庭センターの補完的役割を担う地域の拠点として、市内に3か所設置しており、里親支援機関として指定することで家庭全体への支援を行っている。

(2) 今後の取り組み

- ・児童家庭支援センターの設置促進及び里親支援機関としての機能強化。
- ・未委託里親を対象としたトレーニング事業の内容の充実や他機関との連携強化。

神戸市社会的養育推進計画（骨子）

4. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

(1) 代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ・児童人口が減少している一方、要保護児童数が増加しているという過去5カ年の推移から、今後代替養育を必要とする児童数は微増すると推計。

| | 平成31年 | 令和6年 | 令和11年 |
|--------|-------|------|-------|
| 要保護児童数 | 468人 | 515人 | 547人 |

- ・過去3年間における要保護児童の年齢構成から、年齢グループ別の要保護児童数を推計。（3歳未満10%、3歳以上就学前12%、学童期以降78%）

| | 平成31年 | 令和6年 | 令和11年 |
|---------|-------|------|-------|
| 3歳未満 | 30人 | 51人 | 55人 |
| 3歳以上就学前 | 62人 | 62人 | 65人 |
| 学童期以降 | 376人 | 402人 | 427人 |
| 合計 | 468人 | 515人 | 547人 |

※対象は児童養護施設、乳児院、里親・ファミリーホーム

※平成31年は4月1日時点

※令和元年以降は3月31日時点

(2) 基本的な考え方

- ・①平成31年4月1日時点の里親等委託率に、②潜在的に施設から里親への委託が可能と考えられる児童数を考慮した里親等委託率を、③「神戸市のあるべき里親等委託率」とする。

| | | | | | | |
|---|--------------------------------|-----------------------------------|---|---|-----------|-------------|
| ① | (乳幼児) $\frac{17}{92} = 18.5\%$ | (学童期以降) $\frac{42}{376} = 11.2\%$ | + | ② | (乳幼児) 18人 | (学童期以降) 36人 |
|---|--------------------------------|-----------------------------------|---|---|-----------|-------------|

| | | |
|---|--------------------------------|-----------------------------------|
| ③ | (乳幼児) $\frac{35}{92} = 38.0\%$ | (学童期以降) $\frac{78}{376} = 20.7\%$ |
|---|--------------------------------|-----------------------------------|

施設向けアンケートの結果、

- ・目前に家庭復帰や養子縁組を予定している
- ・児童自身が望まない
- ・発達上の課題（発達障害等）、心理的課題（虐待による愛着障害等）、医療的ケア上の課題（慢性疾患等）の問題がある
- ・自立が近い

との回答があった児童については対象外とした。

※②…入所期間が長期化しており、かつ、施設向けアンケート結果から里親委託が難しいと考えられる児童

【10年後の里親等委託率】

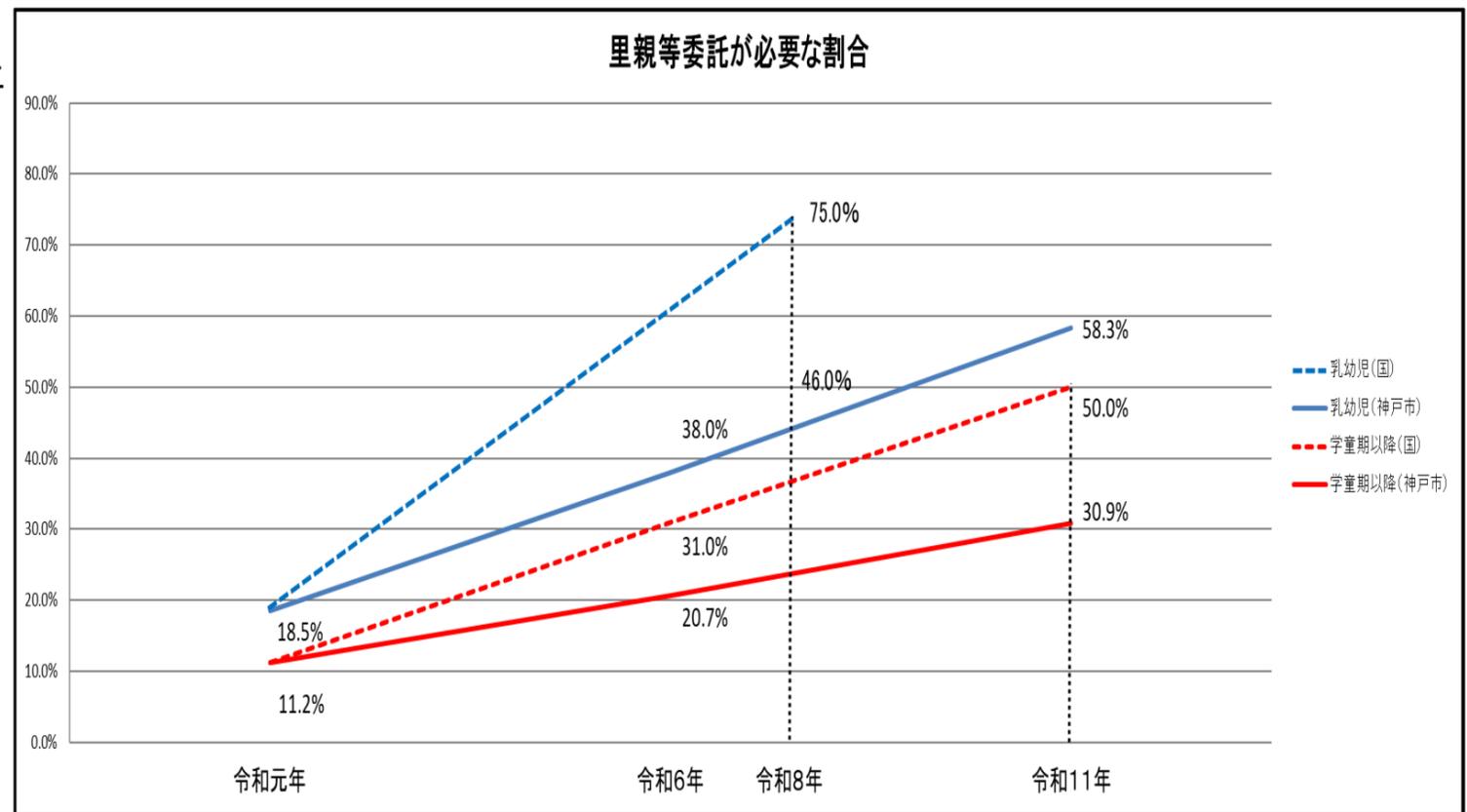
- ・③「神戸市のあるべき里親等委託率」を5年後に達成することを目標とすると、10年後の里親委託率は乳幼児で**58.3%**、学童期以降の児童で**30.9%**、全体で**36.9%**となる。

| | |
|---------|----------------------------|
| (乳幼児) | $\frac{70}{120} = 58.3\%$ |
| (学童期以降) | $\frac{132}{427} = 30.9\%$ |

| | |
|-------|----------------------------|
| (全児童) | $\frac{202}{547} = 36.9\%$ |
|-------|----------------------------|

- ・里親への委託児童数は10年後に202人となる。

| | 平成31年 | 令和6年 | 令和11年 |
|---------|-------|------|-------|
| 3歳未満 | 3人 | 19人 | 32人 |
| 3歳以上就学前 | 14人 | 24人 | 38人 |
| 学童期以降 | 42人 | 84人 | 132人 |
| 合計 | 59人 | 127人 | 202人 |



神戸市社会的養育推進計画（骨子）

5. 里親等への委託の推進に向けた取組み

(1) 現状

- ・家庭養護促進協会と連携し、里親の啓発や研修を行っている。また、里親支援専門相談員の配置や里親への一時保護委託、ファミリーホームの開設を促進している。
- ・児童家庭支援センター等を里親支援機関として指定するとともに、こども家庭センターと連携することでフォスティング業務を行なっている。
- ・本市クリエイティブディレクターと連携し、登録里親の増加のために、広報活動を行っている。

(2) 今後の取組み

- ・里親登録数はもとより、受託率についても現状の44%から60%まで、5年以内に上昇させることを目標とする。

| | 平成31年 | 令和6年 | 令和11年 |
|---------|-------|-------|-------|
| ①登録里親世帯 | 133世帯 | 211世帯 | 336世帯 |
| ②委託児童数 | 59人 | 127人 | 202人 |
| ③受託率 | 44% | 60% | 60% |

※③受託率＝②委託児童数÷①登録里親世帯

- ・「里親を増やす」「里親委託を推進する」「里親を強化する」取組みを進める。
- ・里親制度の認知度の上昇及び登録里親数の増加に向けたさらなる広報活動の実施。
- ・里親支援機関の支援レベルの標準化及び体制強化。
- ・専門里親の増加に向けた取組み。
- ・施設型も含めたファミリーホーム設置の促進。

6. パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組み

(1) 現状

- ・公益社団法人家庭養護促進協会を民間あっせん機関として許可している。

| 年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 特別養子縁組成立数 | 8件 | 5件 | 5件 | 3件 | 4件 |

(2) 今後の取組み

- ・望ましいと考えられる児童については、積極的に特別養子縁組を検討し、実親等への働きかけを強めていく。
- ・こども家庭センターのすみやかな縁組の成立に向けた支援の実施。
- ・民間あっせん機関への支援や連携方法の検討。

7. 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み

(1) 現状

- ・児童養護施設13施設中、小規模グループケアに対応しているのは9施設、グループホームをもつのは6施設、里親支援機関として指定されているのは8施設。
- ・乳児院3施設中、里親支援機関として指定されているのは3施設。

(2) 今後の取組み

①施設における入所児童数の推計

- ・要保護児童数の推移と里親委託の目標から、施設入所児童数は次の通り推移することとなる。

| | 平成31年 | 令和6年 | 令和11年 |
|---------|-------|------|-------|
| 3歳未満 | 30人 | 32人 | 23人 |
| 3歳以上就学前 | 62人 | 38人 | 27人 |
| 学童期以降 | 376人 | 318人 | 295人 |
| 合計 | 468人 | 388人 | 345人 |

- ・3歳未満の児童が乳児院に、3歳以上の児童が養護施設に入所すると仮定すると、令和11年の1施設あたりの平均入所児童数は次のとおり。

（乳児院） 23人÷3施設＝約8人

（養護施設）（27人＋295人）÷13施設＝約25人

■グループホームについて

- ・10年後には1施設あたり4人×4ユニットをめざすと仮定すると、養護施設の本体施設に所属する児童数は208人（4人×4ユニット×13施設）、グループホーム入所児童数は114人（322人－208人）となる。

| | 本体施設 | グループホーム | 里親 | 合計 |
|------|-------|---------|-------|------|
| 養護施設 | 208人 | 114人 | | 322人 |
| 乳児院 | 23人 | 0人 | | 23人 |
| 人数 | 231人 | 114人 | 202人 | 547人 |
| 割合 | 42.2% | 20.8% | 37.0% | 100% |

- ・グループホームにおいても、1ユニット4人と仮定すると、児童養護施設においては1施設あたり2か所が目安となる。

114人÷4人（1ユニット）÷13施設＝約2か所

②めざすべき施設像

- より家庭的な養育環境に近づける取組みと施設の高機能化・多機能化等の推進
- ・本体施設のオールユニット化。
- ・グループホームの増加（1施設あたり2か所）及び地域分散化の促進。
- ・ケアニーズの高い児童に対する対応。
- ・職員の専門性の向上。
- ・一時保護児童やリフレッシュステイ、レスパイトケアの受入れ増加。
- ・施設による里親支援の推進。

神戸市社会的養育推進計画（骨子）

8. 一時保護改革に向けた取組み

(1) 現状

- ・一時保護所には様々な課題を抱えた児童が多く、個々の児童に合わせた支援が必要であるため、多職種の職員で連携しながら支援している。
- ・令和元年度からは、複数の教員免許のある学習指導員補助者を外部の専門事業者に委託することで、学習支援の強化を図った。
- ・近年においては、特に里親への一時保護委託件数が増加している。

| 年度 | 合計 | 警察 | 乳児院 | 児童養護施設 | 里親 | その他 |
|----|------|-------------|------------|------------|------------|------------|
| 29 | 269人 | 86人(31.9%) | 69人(25.6%) | 51人(18.9%) | 28人(10.4%) | 35人(13.0%) |
| 30 | 319人 | 104人(32.6%) | 82人(25.7%) | 48人(15.0%) | 58人(18.2%) | 27人(8.5%) |

(2) 今後の取組み

- ・職員の専門性の向上のための研修の充実や育成計画の策定。
- ・第三者評価を設置する等、一時保護中の権利保障の仕組みづくり。
- ・一時保護所の小規模単位の整備やユニット化。（移転予定あり）
- ・「混合処遇」の弊害を解消するための職員配置及び環境整備。
- ・児童養護施設、乳児院における一時保護専用施設の検討や、一時保護委託が可能な里親等の拡大。
- ・里親等への一時保護委託のための研修の実施。
- ・一時保護委託を受けた施設への丁寧な情報提供。

9. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み

(1) 現状

- ・児童が退所する際の支援（リービングケア）としては、様々な補助事業の他、ソーシャルスキルトレーニング（SST）の実施や退所後に確認できるハンドブックを配付している。
- ・また、退所後の支援（アフターケア）としては、身元保証人確保対策事業等を実施するとともに、自立援助ホームの運営や退所児童が相談できる窓口を設置している。
- ・一方で、ライフストーリーワークについては体系的な実施ができていない。
- ・令和元年度からは支援コーディネーターを2名配置するとともに、児童養護施設連盟とワーキンググループを創設し、社会的養護自立支援事業の推進を図っている。

(2) 今後の取組み

- ・アフターケアを専任で行う職員の配置の促進。
- ・施設間におけるリービングケアとアフターケアの標準化。
- ・ライフストーリーワークの計画的実施に向けた取組み。
- ・職員が長く働くことのできる職場環境の確保。

10. 児童相談所の強化等に向けた取組み

(1) 現状

- ・こども家庭センターは、各区・支所に設置しているこども家庭支援室と連携しながら、虐待の早期発見・早期対応に努めており、近年では、こども家庭センターから区への送致を実施する等、連携を深めている。
- ・また、児童福祉司任用後研修やスーパーバイザー研修を受講し、専門性の向上を図っている。
- ・平成30年度からは児童相談業務、児童虐待対応業務に各1名増員配置するとともに、児童相談システムを住基情報等と連携させ、情報を共有化・一元化した。
- ・令和元年度からは児童福祉司を4名（別途区に5名配置 計9名増員）、児童心理司を2名増員するとともに、10月からは法的な知見の強化を図るため、常勤の弁護士を配置した。

【職員配置状況】（令和元年10月1日現在）

| 合計 | 職員 | 嘱託 | 再任用 | 非常勤嘱託 | 弁護士 |
|------|------|----|-----|-------|-----|
| 116人 | 100人 | 6人 | 7人 | 2人 | 1人 |

※うち児童福祉司41名、児童心理司16名

(2) 今後の取組み

- ・里親委託の推進に向けた児童相談所職員の意識向上に向けた取組み。
- ・政令で定められている配置基準を満たす児童福祉司、児童心理司の配置。
- ・職員の資質向上のための研修の充実と受講のための環境作り。
- ・各区・支所こども家庭支援室への指導及び連携の強化。

神戸市社会的養育推進計画検討委員会 委員名簿

| | |
|-------------------------|--------|
| 関西学院大学 人間福祉学部 名誉教授 | 芝野 松次郎 |
| 大阪府立大学 地域保健学域 教育福祉学類 教授 | 伊藤 嘉余子 |
| 神戸市児童養護施設連盟 会長 | 金子 良史 |
| 神戸市乳児院連盟 会長 | 川村 基子 |
| 公益社団法人家庭養護促進協会 事務局長 | 橋本 明 |
| 神戸市里親会 会長 | 市川 博睦 |
| 神戸市児童養護施設連盟職員部会 部会長 | 田川 宏一 |
| 神戸市母子生活支援施設協議会 副理事長 | 浦辻 恵蔵 |
| 北区保健福祉部長（平成30年度） | 樫原 伴子 |
| 東灘区保健福祉部長（令和元年度） | 西谷 まゆみ |
| 神戸市こども家庭センター 所長 | 大野 浩 |